

# 令和2年度（2020年度）特別支援教育取組の方向

特別支援教育課

「認め、ほめ、励まし、伸ばす」教育行動指標を踏まえた教育の実現を目指して

障がいのある者となない者が共に支え合う共生社会<sup>※1</sup>の形成に向けたインクルーシブ教育システム<sup>※2</sup>構築のために、全ての学校等において特別支援教育の一層の推進を図る。学校においては、校長を中心に障がいのある幼児児童生徒の能力や可能性を最大限に伸ばし、自立や社会参加することができるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援の充実に努める。

※1 障がい者等が積極的に参加・貢献でき、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合うことができる社会をいう。

※2 障がい者がもてる力を可能な限り発達させ、社会参加を可能とする目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みをいう。

## 1 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築

- (1) 「合理的配慮」について、本人・保護者と可能な限り合意形成を図った上で決定・提供し、十分な教育を受けられているか見直しを図る。
- (2) 障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒の相互理解を深め、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を養い、生活の経験を広げて社会性や豊かな人間性等を育むため、交流及び共同学習の充実に努める。

## 2 一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の徹底

- (1) 新しい教育要領・学習指導要領に基づき、社会に開かれた教育課程を実現するとともに、教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントを推進する。
- (2) 主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた指導の改善を図り、全ての幼児児童生徒にとって分かりやすいユニバーサルデザインの視点に基づいた授業の実現に努める。
- (3) 学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に必要な資質・能力を身に付けていくことができるよう、キャリア教育の充実に努める。

## 3 切れ目ない支援体制の構築

- (1) 就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制を整備するため、「段階的な支援体制」（別紙参照）に基づき、教育、福祉、医療、労働等の関係機関との積極的な連携を図る。
- (2) 進級や進学等に際しては、合理的配慮の内容等を明記した「個別的教育支援計画」等による引継ぎを確実にし、指導・支援の継続を図る。

## 4 教職員の特別支援教育に係る資質と専門性の向上

- (1) 全ての教職員が障がいに対する正しい理解と特別支援教育に求められる専門性を深め、豊かな人権感覚を持って適切な指導及び必要な支援ができるよう、計画的・組織的な研修を実施する。
- (2) 「特別支援学級担当者指導力向上研修」等により、特別支援学校及び小中高校の特別支援学級、通級による指導においては、特に自立活動の指導の充実に努める。
- (3) 県立特別支援学校にあつては、勤務する学校が対象とする障がい種（領域）の免許状保有率を令和2年度（2020年度）中に100%とする。

また、小中学校の特別支援学級担任にあつても、可能な限り同免許状の取得に努める。